

## 養育特例制度のご案内

### 【養育特例制度とは】

3歳に満たない子を養育し、または養育していた組合員（被保険者）について、養育期間中の標準報酬月額が当該子の養育を開始した月（子が出生した月、子を養子とした月等）の前月より低くなった場合、申し出により年金額の計算を行う際、養育期間に係る標準報酬月額について、養育前の高い標準報酬月額を適用させることができます。

### 【留意事項】

- 子を扶養に入れていなくても適用されます。
- 父母どちらにも適用されます。
- 2年間は遡及して適用することが可能です。

※平成27年10月から制度が導入されていますが、制度利用が少ない状況です。  
対象要件に該当していないかの確認をお願いします。



### 【養育特例制度の改正について】

育児休業等の対象となる子の範囲に、法律上の関係がある子（実子及び養子）に加え、平成29年1月から、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を含めることとなり、養育特例の対象となる子の範囲も拡大されました。

### 【養育特例制度の届出が見落とされそうなケース】

平成27年10月時点（標準報酬制導入時）で、組合員に0歳の養育する子がいた場合

- ・ 養育する子の誕生日 平成27年3月5日
- ・ 組合員の給料月額 平成27年1月から平成27年3月 250,400円  
平成27年4月から 275,000円 } 300,000円  
25,000円 }  
※扶養手当等

- ・ 平成27年10月以後は標準報酬月額 300,000円  
厚生年金保険料 25,917円

- ・ 適用期間 平成27年10月から平成30年2月まで

- ・ 算出方法

平成27年2月の給料月額（養育することとなった日の属する月の前月）が250,400円ですので

**250,400 × 1.25 = 313,000円 → 標準報酬月額320,000円（19等級）**

平成27年10月の標準報酬月額300,000円（18等級）であるため、厚生年金保険料の算定基礎は申し出により次のようになります。

#### ◎実際に支払って頂く厚生年金保険料について

平成27年10月の標準報酬月額 …… 300,000円  
厚生年金保険料 …… 25,917円

#### ◎年金の算定について

平成27年10月の標準報酬月額 …… 320,000円

★厚生年金保険料は実際の標準報酬月額により算出されます。

★年金は厚生年金保険料算出の標準報酬月額よりも高い額（320,000円）で算定されます。